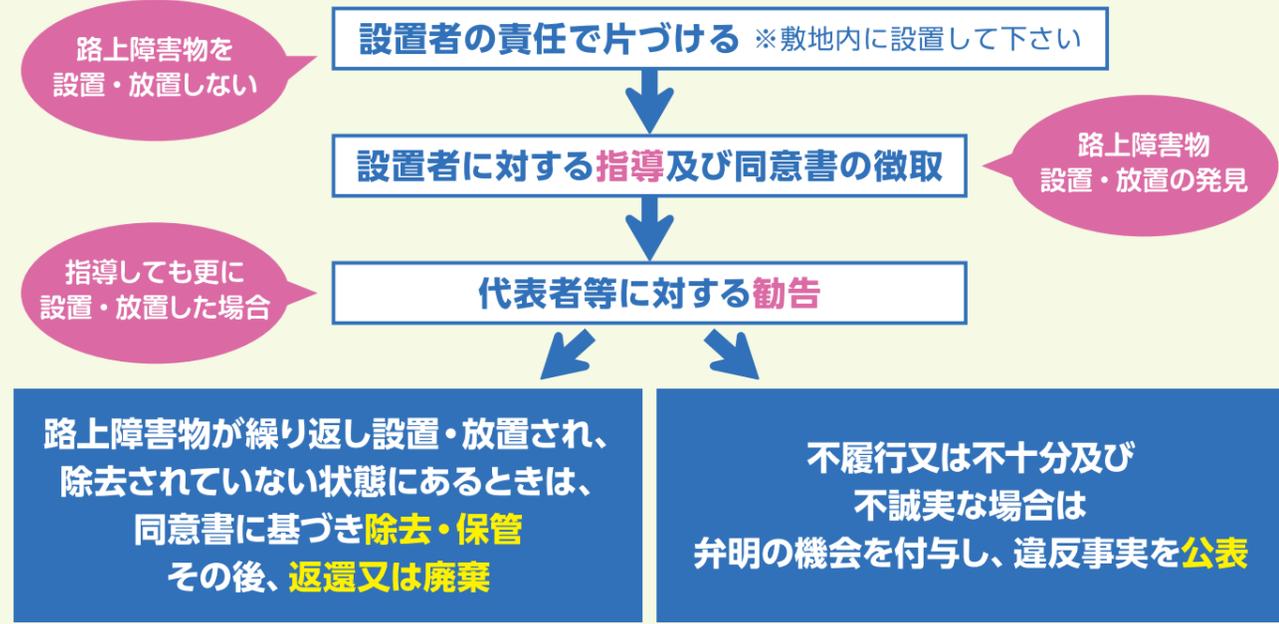


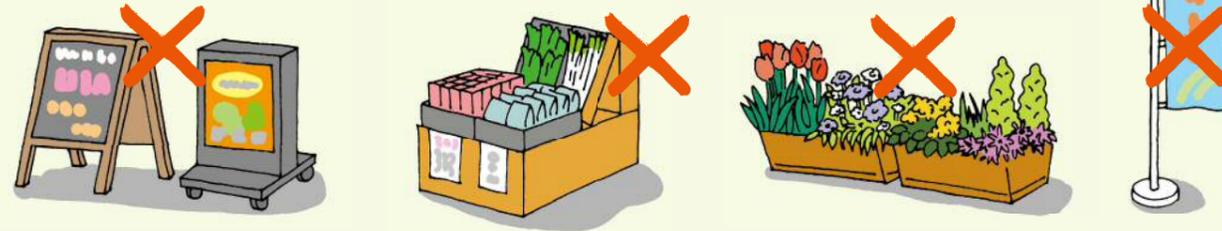
## 条例の概要(フロー図)



### 路上障害物とは

公共の場所において、路上の通行を妨害するもので容易に移動させることができるもの

- 例・路上に置かれた看板など
- ・路上に置かれた商品陳列台
- ・その他の工作物 (植木鉢、プランター等)



### 公共の場所とは

道路法上の道路(公道)となります。私道は含みません。また、区有通路や駅前広場などの通行空間も対象となります

### 警察と合同でパトロールを実施します

駅前、繁華街を中心に警察署、道路管理者などと連携して合同パトロールを実施します。区が路上障害物を設置・放置した者に指導・勧告を行い、路上障害物を繰り返し設置又は放置する場合には、不誠実な対応とみなし、公表・除去・保管していきます。

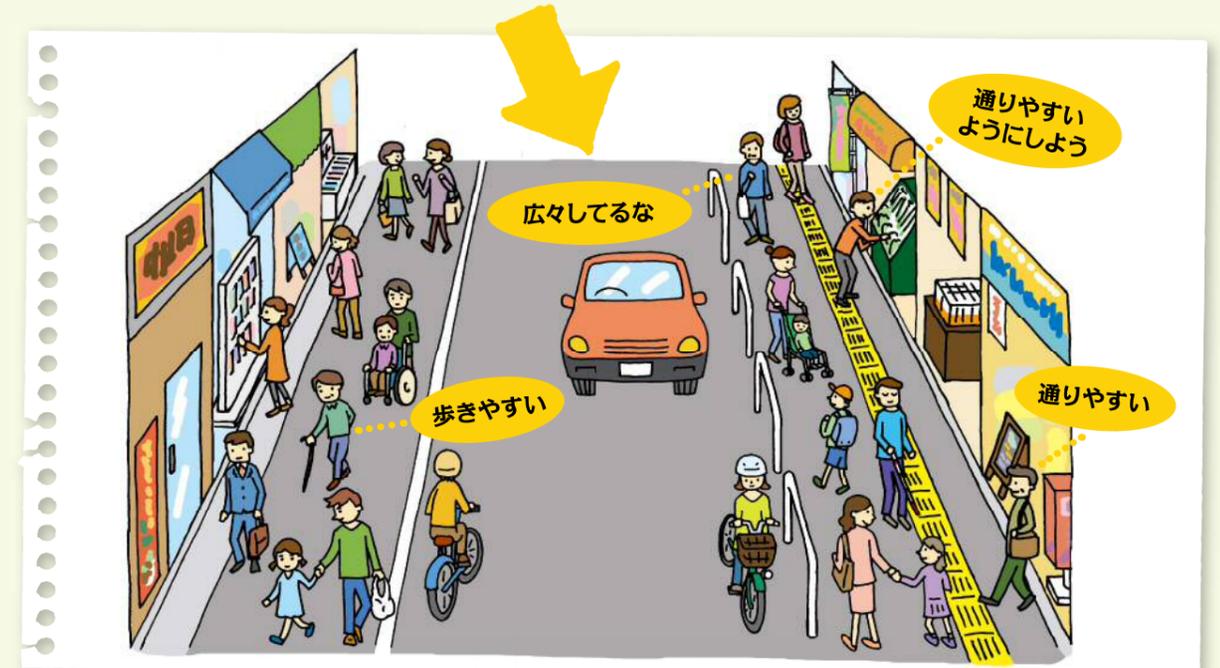


問い合わせ先 豊島区都市整備部土木管理課監察美化グループ TEL:03-4566-2675

# 路上障害物による 通行の障害の防止に関する条例



路上に看板等を置くことは、歩行者等の通行を妨害する行為です。



全ての人が安心・安全・快適な通行空間を確保するためには、皆さんの協力が必要です。路上障害物を設置・放置しないようにしましょう。

# 豊島区路上障害物による通行の障害の防止に関する条例

## 目的

第1条 この条例は、路上障害物による通行の障害を防止するため、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、その防止について必要な事項を定め、もって公共の場所において全ての人が安全かつ安心な通行空間を確保することを目的とする。

## 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 公共の場所 道路、区有通路、駅前広場その他規則で定める場所をいう。  
(2) 路上障害物 公共の場所において、みだりに路上の通行を妨害するように設置又は放置された立て看板、商品陳列台その他の工作物であって、容易に移動させることができる状態のものをいう。  
(3) 区民等 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に居住又は滞在する者及び区内において事業その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

## 区の責務

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、区の区域を管轄する警察署（以下「警察署」という。）その他の関係行政機関及び地域団体（区内に存する町会、自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。）との緊密な連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。  
(1) 路上における安全かつ安心な通行空間の確保の推進に関する意識の啓発に関する事項  
(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

## 区民等の責務

第4条 区民等は、路上障害物を設置又は放置しないよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

## 指導等

第5条 区長は、路上障害物を発見したときは、当該路上障害物を設置又は放置した者に対し、これを除去するよう指導することができる。  
2 前項の規定により指導を受けた者は、自らが法人又は個人の代理人、使用人その他の従業者である場合は、速やかにその指導の内容を、法人の代表者又は法人若しくは個人（以下「代表者等」という。）に報告するものとする。  
3 区長は、第1項の規定により指導したときは、その代表者等に対し、規則で定めるところにより、当該路上障害物を設置又は放置しない旨並びに更に設置又は放置したときは第10条第1項及び第11条第2項に規定する措置に同意する旨の書面を提出するよう求めることができる。

## 勧告

第6条 区長は、前条第1項に規定する指導を受けた者が更に当該路上障害物を設置し、又は放置していると認めるときは、その代表者等に対し、直ちにこれを除去するよう勧告することができる。

## 公表

第7条 区長は、前条に規定する勧告を受けた者が、当該勧告に従わず、かつ、その態度が著しく不誠実であると認められるときは、当該勧告の内容その他規則に定める事項を公表することができる。

## 意見陳述の機会の付与

第8条 区長は、前条に規定する公表をしようとするときは、第6条に規定する勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

## 店舗場所提供者への通知

第9条 区長は、第7条の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供する場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

## 除去及び保管

第10条 区長は、第6条の規定により勧告を行ったにもかかわらず、第5条第3項に規定する書面に係る路上障害物が除去されていない状態にあると認められるときは、これを除去し、保管の措置を採ることができる。  
2 区長は、前項及び第11条第2項の規定による措置を行うには、あらかじめ第6条に規定する勧告を受けた者から同意を得ていなければならない。

## 保管した路上障害物の返還又は廃棄

第11条 区長は、前条の規定により路上障害物を保管したときは、その代表者等に対し当該路上障害物を返還するため、規則で定めるところにより通知するものとする。  
2 区長は、前項に規定する通知を発した日から起算して1月を経過してもなお当該路上障害物の引取りがないときは、当該路上障害物を廃棄することができる。

## 関係機関への要請

第12条 区長は、この条例の目的を達成するため、警察署その他の関係行政機関に協力を要請することができる。

## 委任

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

# 条例の趣旨

繁華街や商店街では、看板等が歩道等に設置され店舗の貴重な集客源となっています。しかし、これらを路上に設置することは違法行為であり、高齢者・視覚障害者・児童等の交通弱者にとっては、安全な通行を妨げる障害物です。区では路上障害物の設置者等に違法行為を認識させ、関係機関と連携・協力して、チラシ配布等の周知・啓発活動を行いパトロール強化し、全ての人が安全・安心な通行空間の確保に取り組みます。

## 道路に許可なく看板等の物件を設置することは法令で禁止されています。

### 道路法（抜粋）

第32条（道路の占用の許可） 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令（※道路法施行令）で定めるもの

※（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等） 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は次に掲げるものとする。

- 1 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

第43条（道路に関する禁止行為） 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為

### 道路交通法（抜粋）

#### 第76条（禁止行為）

- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

第77条（道路の使用の許可） 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

- 2 道路の石碑、銅像、広告版、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 3 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店をだそうとする者

### 東京都屋外広告物条例（抜粋）

第6条（禁止区域） 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 10 道路、鉄道及び軌道の路線用地

## 交通ルールとして歩行者は歩道又は路側帯（白線内）を歩かなければなりません

### 道路交通法（抜粋）

#### （通行区分）

第10条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

- 2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。
  - 一 車道を横断するとき。
  - 二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

## 道路法による違法放置物件の対策が強化されました（平成28年9月30日施行）

### 第44条の2（違法放置等物件に対する措置）

【要旨】 道路に設置された看板等の違法放置等物件が道路の交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、除去などの必要な措置命令に従わない場合や占有者等が現場にいないため、必要な措置を命ずることができないときは、道路管理者は当該物件を除去することができるようになりました。

